

理容師免許や美容師免許を持つ職員を
雇用する介護施設等の事業者の皆様へ



職員が施設内で 理容行為や美容行為を 行っていませんか？

理容行為・美容行為とは

理容行為：頭髪の刈込、顔そり等の方法により容姿を整えること

美容行為：パーマントウェーブ、結髪、化粧等の方法により、容姿を美しくすること

※染髪やまつ毛エクステンションも美容行為に含まれる



理容行為または美容行為を、反復・継続の意思をもって行うことは、有料・無料を問わず理容業または美容業になります。

理容業は理容所で、美容業は美容所で行うこととされています。

理容業・美容業を行う場合は、条例の基準に適合する設備を備えた理容所・美容所を、施設内に設ける必要があります。

また、あらかじめ保健所に理容所・美容所の開設の届出が必要です。*

(*)施設職員でない理容師・美容師が出張理容・出張美容の届出をしている場合など、例外があります。

施設内で理容業や美容業を行う場合は保健所への届出が必要となりますので、事前に管轄の保健所までご相談いただきますようお願いいたします。

問い合わせ先 和歌山県 生活衛生課

TEL：073-441-2620

Eメール：0316001@pref.wakayama.lg.jp